| | | |
|---|---|---|
| | 第五十条第一項 | 二　子が法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師の診断書 |
| | （略） | 働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該子に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）<br>一の二　子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本<br>二　子が法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書<br>三　配偶者又は子が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類 |
| | 第五十三条第一項 | 一　受給権者の生年月日<br>二　障害年金証書の記号番号<br>三　変更前の氏名 |
| | （略） | 一　変更前及び変更後の氏名、生年月日並びに住所<br>一の二　個人番号又は基礎年金番号<br>二　障害年金証書の年金コード |
| 第五十五条 | | 三　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便局の名称及び所在地 |
| 2　前項の届書には、払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあつては、預金通帳の | | 三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項<br>イ　第三十九条第一項第三号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号<br>ロ　第三十九条第一項第三号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 |
| 2　前項の届書には、同項第三号イに掲げる者にあつては、預金口座の名義及び口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明 | | |

| | | |
|---|---|---|
| | 第五十条第一項 | 二　子が法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師の診断書 |
| | （略） | 市町村長の証明書又は戸籍の抄本<br>二　子が法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書<br>三　配偶者又は子が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類 |
| | （新設） | |
| | （新設） | |
| 第五十五条 | | 三　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便局の名称及び所在地 |
| 2　前項の届書には、払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあつては、預金通帳の | | 三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項<br>イ　第三十九条第一項第三号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号<br>ロ　第三十九条第一項第三号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 |
| 2　前項の届書には、同項第三号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預 | | |